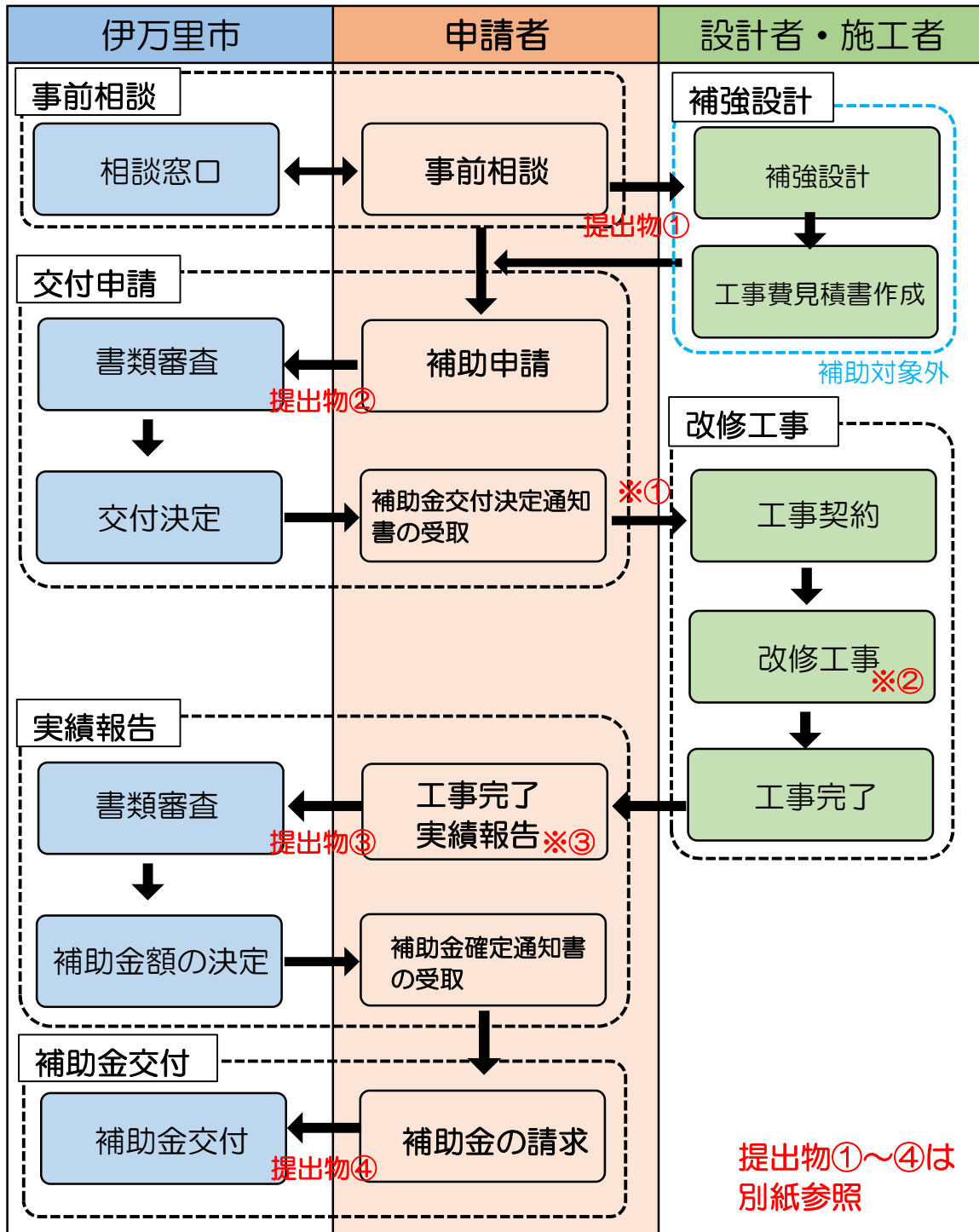


耐震改修事業（耐震改修工事） 手続きの流れ



【注意事項】

※① 補助金交付決定通知書の交付日以前に設計・工事等を契約した事業は補助の対象外となります。必ず事前に申請を行ってください。

伊万里市内業者と契約するよう努めてください。

※② 工事の完了報告の際には、補助申請を行った全ての補強箇所について施工前中後の写真が必要です。撮り忘れ・漏れが無いようご注意ください。

※③ 令和7年2月末までに提出してください。

詳しくは伊万里市役所 都市政策課までご連絡ください。TEL:0955-23-2464

【提出物について】

提出物①	<p>事前相談の際に「補助対象となる耐震改修事業について」及び「参考見積書」をお渡ししますので、それを施工業者・設計者へ渡し、見積書の作成を依頼してください。</p>
提出物②	<p>【交付申請書類一式①～⑫】</p> <p>①伊万里市耐震改修事業費補助金交付申請書（様式第1号）★</p> <p>②建築物の位置図・平面図 ⇒見積りを業者に依頼される際に、位置図（ゼンリンの写し等）も準備していただくよう依頼されるとよいかと思えます。平面図がない場合は、航空写真（市役所税務課窓口で発行）でも構いません。</p> <p>③建築確認通知書の写し又は建築時期が分かる書類 ⇒登記事項証明書（法務局で発行）など</p> <p>④建築物の所有者等が分かる書類 ⇒登記事項証明書（法務局で発行）など</p> <p>⑤要綱第3条第2項及び第3項に該当しない旨の誓約書 ★</p> <p>⑥市税等の滞納がないことが分かる書類 ⇒伊万里市役所税務課窓口で発行できます。</p> <p>⑦耐震診断の結果報告書の写し</p> <p>⑧改修後の耐震性能が分かる書類の写し</p> <p>⑨設計図書 ⇒耐震補強設計図面</p> <p>⑩耐震改修事業に要する費用（工事費内訳等）が確認できる書類 ⇒業者から提出された見積りの写し</p> <p>⑪その他市長が認める書類</p> <p>⑫建築物の外観写真</p>
提出物③	<p>【完了実績報告書類一式①～⑥】 ※工事完了後、速やかに提出</p> <p>①完了実績報告書（様式第6号） ★</p> <p>②工事請負契約書の写し</p> <p>③改修計画に基づく工事の確認書</p> <p>④耐震改修事業の施工写真（施工前・施工中・施工完了時全景） ⇒耐震改修啓発に関するのぼり旗の掲示をお願いします。施工写真内のにぼり旗掲示がわかる写真管理をお願いします。</p> <p>⑤耐震改修に要した費用の領収書の写し</p> <p>⑥その他市長が必要と認める書類</p>
提出物④	<p>交付請求書（様式第8号）を提出してください。 ★</p>

★：伊万里市ホームページからダウンロードできます。